

HP 市電・バス乗車料金の助成制度について

障がい者、70歳以上の高齢者を対象とした市電・函館バスの交通料金助成を受けるためには、申請が必要です。(既に申請済みの方は手続きは不要です。)

ご不明な点がございましたら担当課へお問合せください。



■身体・知的障がい者

対象 市内に在住し、身体障害者手帳（1～4級）・療育手帳（重度または中度）をお持ちの方、特別児童扶養手当の対象児童

申請に必要なもの 必要事項を記入した申請書、事前に購入した「障がい者用イカすニモカ」、身体障害者手帳または療育手帳、印鑑（シャチハタ不可） ※ 介護人が助成対象の場合は「スターイカすニモカ」

お申込み 障がい保健福祉課（☎21-3263 ㉟27-2770）、各支所

※ お持ちの福祉専用乗車カード（磁気カード）は、2020年3月31日まで使用できます。

■精神障がい者

対象 市内に在住し、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）をお持ちの方

申請に必要なもの 必要事項を記入した申請書、事前に購入した「スターイカすニモカ」、精神障害者保健福祉手帳、印鑑（シャチハタ不可）

お申込み 障がい保健福祉課（☎21-3077）、東部4支所の市民福祉課

※ お持ちの福祉専用乗車カード（磁気カード）は、2020年3月31日まで使用できます。

■高齢者（70歳以上）

70歳以上でこれから申請される方、転入された方は、事前に購入した「イカすニモカ」と、健康保険証などの身分証明書を持参し申請してください。

なお、これから70歳になる方には、誕生月の前月に個別にご案内します。

お申込み 高齢福祉課、各支所 ※ 手続き等に関するお問合せは地域福祉課（☎21-3022）へ。

※ お持ちの高齢者交通料金助成専用乗車カード（磁気カード）は、2020年3月31日まで使用できます。

HP 重度身体障害者等タクシー基本料金の助成について

今年度のタクシー乗車券は、3月31日(日)で使用できなくなります。

31(2019)年度のタクシー乗車券については、申請書を提出された方に3月末に送付します。

なお、対象になる方で、申請手続きがお済みでない方はお問合せください。

対象 視覚障がい1～2級・下肢または体幹障がい1～3級・内部障がい1級の方、療育手帳A判定の方

お問合せ 障がい保健福祉課 ☎21-3263 ㉟27-2770

HP 忘れないで「函館大火」



昭和9（1934）年3月21日に発生した「函館大火」は、瞬間最大風速39メートルの強風にあおられ、全市の3分の1を焼き尽くし、2,166人の尊い人命を奪いました。

市では、この大火を二度と繰り返さないよう、毎月21日を「防火の日」と定めています。

この時季は、空気が乾燥し強風が吹くなど、火災が拡大しやすいことから、火の元・火の取り扱いに十分注意しましょう。

お問合せ 消防本部予防課 ☎22-2144

函館大火殉難者86回忌慰霊法要

日時 3月21日(木) 午前9時（受付は8時半～）

会場 函館市慰霊堂（大森町33番33号）

※ 自由参拝は3月21日(木)の午前9時半～午後3時

お問合せ 保健福祉部管理課 ☎21-3298